



栃木県公報

平成 26 年
7月18日(金)
第2598号

目 次

告 示

○予定保安林	631
○土地改良区定款変更の認可	632
○道路の区域の変更	632
○道路の供用開始	633

公 告

○土地改良区役員の退就任	633
○県営土地改良事業の異種目換地の指定	634
○都市計画の変更の案の縦覧等	634

告 示

栃木県告示第352号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 7月18日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市草久字大塩沢入4222-1、4222-3 から4222-5 まで、4222-7、4222-16から4222-19まで、4222-22、字鈴木橋4223、4224、字クルミケサク4226から4230まで、4232、4233、字屋敷4234-1、4234-2、4235、4236-1、4236-2、4237-1、4237-2、字箕輪4238、4239、4240-1、4240-2、4241 から4245 まで、4246-1、4246-2、4247-1、4248

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市大沢字川口857、859-1、860、字西ノ沢863、864、868、869、969、字井戸沢865、886、887、888-1、888-2、891-1、891-2、892、字桜ノ沢893から895まで、977-4、977-5、字幕焼沢903-1、906-1、906-2、913、字小平923、字奈良原沢924から927まで、字奈良原後山928、931-1、933、934、字大葎936、937-2、937-4、938-1、947-2、948、950から952まで、954、字ヨシ窪965、字新屋

敷76-3、985、986、988、字住崎入東沢1007-1、1007-3、1008-3、1008-5、字住崎995-1、字住崎入1005-1、字塙570-1、998-1、字西小沢1001、字塙入1012、1013、1014-1、1014-4、1015、1016-1、1016-2、1017から1020まで、字舟ヶ沢1021-1から1021-3まで、1021-5、1021-6、1022-1、1022-2、字舟ヶ沢南1023-1から1023-4まで、1023-6、字大林1024-4、1025-2から1025-5まで、1026-3、1028、1029、1029-2、1030、字クラミ沢526-2、字屋敷後山897、字寺山脇900、字太良窪1232-1、1232-2、1238、字阿久津上1252、字太良久保1237-6、字四貫淵1247、字竜ヶ枝下1265、1271-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月18日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	認可年月日
船生土地改良区	平成26年6月30日

(農地整備課)

栃木県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年7月18日から同年8月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年7月18日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 西小塙真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
77	前	芳賀郡益子町大字長堤1164-3から 芳賀郡益子町大字長堤2537まで	11.0～15.0	327.0	
	後	芳賀郡益子町大字長堤1164-3から 芳賀郡益子町大字長堤2537まで	13.0～92.0	327.0	

II

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 山形寺岡線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
175	前	佐野市山形町字番場766-3から 佐野市山形町字番場653-16まで	11.2～12.1	132.6	
	後	佐野市山形町字番場651-6から 佐野市山形町字番場653-16まで	11.2～16.0	71.6	

Ⅲ

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 桐生田沼線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
215	前	佐野市山形町字芝本769から 佐野市山形町字片峯290-1まで	7.2～17.6	969.6	
	後	佐野市山形町字芝本769から 佐野市山形町字片峯290-1まで	9.8～69.3	982.7	

栃木県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年7月18日から同年8月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年7月18日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
215	主要地方道 桐生田沼線	佐野市山形町字片峯407-1から 佐野市山形町字片峯290-1まで	平成26年7月18日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年7月18日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
北半田 土地改良区	理 事	青木 利光		鹿沼市北半田391	25.12.15	
	〃		鈴木 登	〃 〃 423-1		26.3.23
	監 事	青木 優樹		〃 〃 1736	26.3.22	

	監 事		青木 啓之	鹿沼市北半田1746- 1		26. 3 .23
清 洲 土地改良区	理 事	駒場 貞夫		鹿沼市久野900- 3	26. 5 .25	
思 川 土地改良区	監 事	黒川 文雄		鹿沼市下粕尾369	26. 1 . 6	
	〃		黒川 一夫	〃 〃 369		26. 3 .28

○県営土地改良事業の異種目換地の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営藤江地区土地改良（区画整理）事業において、次の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 7月18日

栃木県知事 福 田 富 一

市町村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	摘 要
鹿沼市	藤江町	堀ノ内前	701	田	田	1,143㎡のうち778㎡	
〃	〃	西和田	1006	〃	〃	2,152㎡	

（農地整備課）

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年 7月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画流通業務団地 鹿沼流通業務団地
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
鹿沼市流通センター
- 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県鹿沼土木事務所企画調査部企画調査課及び鹿沼市都市建設部都市計画課
- 縦覧期間
平成26年 7月18日から同年 8月 1日まで

（都市計画課）